

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	シュメール語の誓いの定形句 : ウル第三王朝期のニップール文書を中心に
Author(s)	依田, 泉
Citation	ニダバ , 23 : 48 - 53
Issue Date	1994-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047972">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047972</a>
Right	
Relation	



## シュメール語の誓いの定形句

—ウル第三王朝期のニップール文書を中心に—

依田 泉

シュメール語には、「誓い」の定形句が二種類ある。ひとつは、名詞句 mu-lugal「王の名」が、単独でか、または動詞 pa<sub>3</sub>「呼ぶ」を伴って、現れる表現（以下、mu-lugalタイプ）、もうひとつは、nam-erim<sub>2</sub>「悪、呪い」という名詞と ku<sub>3</sub>「切る」などの動詞を組み合わせた表現（以下、nam-erim<sub>2</sub>タイプ）である。従来の学説によると、この二通りの形式は、それぞれ約束的な（promissory）誓いと確認的な（declaratory）誓いを表している。つまり、前者は、将来何かを実行する、あるいは実行しないことを約束する場合に、後者は、過去に何かが起こった、あるいは現在何かが起こっていることを確認するか否定する場合に用いられるというのである。<sup>1</sup> この区別は、将来的（prospective）と遡及的（retrospective）という対立でも把握することができるが、たしかに、シュメール語の資料に含まれる誓いの実例に当てはまるかのように見える。

まず、mu-lugalタイプは、定められた義務を後日果たすことの合意、という文脈でよく使われる。つまり、借財の返済、売買での争いの回避、雇用での労務履行、土地借用での耕作などがこの言い回しと共に誓われるのである。そして、その用例は随所に指摘できる。

他方、nam-erim<sub>2</sub>タイプは、しばしば既に起こった出来事の記述と結び付く。例えば、NSGU, no. 69 に登場する奴隷の買い主は、この労働者が一定期間働いたことについて誓っている。

mu-13-am<sub>3</sub> ki-na bi<sub>2</sub>-in-zal-la PN nam-erim<sub>2</sub>-bi ba-sum (11. 6-7)

「PN は（その奴隷が）彼のところで13日間過ごしたことについて誓わされた。」

また、この定形句は、MVN 7, no. 203 (= ITT 4, no. 7805) で、不祥事を巡ってある人の無実を証明するのに使われている。

1 gu<sub>4</sub> ba-ug<sub>6</sub> gu<sub>4</sub> a<sub>2</sub>-sig<sub>3</sub>-ga ba-ug<sub>6</sub>-a nam-erim<sub>2</sub>-bi e<sub>2</sub>-<sup>d</sup>nin-MAR.KI-ka  
PN<sub>1</sub> dumu-PN<sub>2</sub> in-TAR (11. 1-5)

「一匹の牛が死んだ。（その）牛が障害によって(?)（文字通りは、撃つ力によって）死んだことについて、PN<sub>2</sub> の息子 PN<sub>1</sub> が Nin-MAR.KI の神殿で誓った。」

ここで PN<sub>1</sub> は、その動物の死が自分の過失によるものではないことを示そうとしたので

ある。NSGU, no. 24 でも、同じ誓い文句は、誰かが罪を犯していないことの確認に役立っている。

PN<sub>1</sub> PN<sub>2</sub> na-an-na l[u<sub>2</sub>] nu-u-da-nu<sub>2</sub>-a nam-erim<sub>2</sub> in-TAR (11. 9'-12')

「PN<sub>1</sub> は、PN<sub>2</sub> 以外誰も彼女と寝ていないことについて誓った。」

ところが、以上の解釈に対して、シュタインケラーは、確認的な内容をもつ mu-lugal 定形句と約制的な内容をもつ nam-erim<sub>2</sub> 定形句の例を引いて、その妥当性に疑問を呈している。<sup>2</sup> シュメール語の「誓い」の問題には、意見の相違が見られ、未だに検討の余地があるのである。その解明のためには、ウル第三王朝期のニップールが重要な情報源となる。というのも、そこでは、個人間の取引を書き留めたと思われる粘土板が、主に行政の記録を出土する同時代の他の都市に比べて、数多く発見されており、その中で、誓いの実行が、たびたび報告されているからである。私的な「契約」という脈絡においては、当事者相互の信頼を増すために、誓いが大きな役割を担ったと推察される。いずれにせよ、これらの文書の調査により、シュタインケラーの視点はあながち的を外れていないことが明らかになるのである。

はじめに、確認的な内容をもつ mu-lugal 定形句の例として、FAOS 17, no. 44 が挙げられる。このテキストによると、ある男が、女奴隷を売るにあたって、その正当な所有を主張している。

mu-lugal gim<sub>3</sub>-ga<sub>2</sub> hi-a (11. 7-8)

「王の名(に誓って)、(これは)まさしく私の女奴隷である。<sup>3</sup>」

ここで、売り主は、mu-lugal という文句を、現在の状態を述べる自分のことばを裏打ちするために、持ち出しているのである。なお、事実の証明としての「王の名による」誓いは、ニップール以外の地域からも見いだされる。例えば、NSGU, no. 75 は、ある人が解放されたことについての宣誓を記している。

mu-lugal PN arad-ra ama-gi<sup>ki</sup>-ni he<sub>2</sub>-<sup>ga</sup>gar<sup>ar</sup> (11. 4-5)

「王の名(に誓って)、(彼は)まさしく奴隷 PN の解放を実現した。」

ここで誓われているのは、過去の出来事であり、おそらくそれによって生まれた新しい状況をも含めている。

約制的な内容をもつ nam-erim<sub>2</sub> タイプの誓い文句については、まず、NRVN 1, no. 4 に現れる例が、将来の借金返済を保証する誓いに充てられている。

PN<sub>1</sub> d[am]-PN<sub>2</sub> PN<sub>3</sub> nam-be<sub>2</sub>-re-e un(?) -TAR 10 ma-na ku<sub>3</sub>-babbar u<sub>3</sub>-ra la<sub>2</sub>-a l ma-na ku<sub>3</sub>-am<sub>3</sub> ga-a-ta-ab-tag<sub>4</sub> in-na-an-du<sub>11</sub> (11. 1-8)

「PN<sub>2</sub> の妻 PN<sub>1</sub> は、PN<sub>3</sub> に対して誓った後に (?)<sup>4</sup> 彼に言った、『借財として量られた10マナの銀のうち、1マナを私は取り残す。』」

おそらく、PN<sub>1</sub> は、9マナを借りて10マナを返すことを約束し、支払いのときにはこの合意に忠実に従うことを誓っているのである。

NATN, no. 322 は、後々の紛争を防ぐために行われた nam-erim<sub>2</sub> による誓約を取り上げている。

17 gin<sub>2</sub> ku<sub>3</sub>-babbar PN<sub>1</sub>-e PN<sub>2</sub>-ra kaskal-ta a-am-ma-da-DU-a la<sub>2</sub>-de<sub>3</sub>  
mu-lugal-bi i<sub>3</sub>-pa<sub>3</sub> di nu-di-de<sub>3</sub> nam-erim<sub>2</sub> nu-gal<sub>2</sub> (11. 1-7)

「PN<sub>1</sub> は、旅から戻ったときに 17ギンの銀を量る(=支払う)ことについて、PN<sub>2</sub> に対して、王の名を呼んだ(=王の名によって誓った)。(彼が)訴訟を起こさないことについて呪いはない。(=誓った?)」

ここでは、同じ文脈にふたつの違った種類の誓い文句が出ていて、興味深い。mu-lugal タイプは銀の支払いと、nam-erim<sub>2</sub> タイプは争訟の回避と、それぞれ共起している。もしも、nam-erim<sub>2</sub> nu-gal<sub>2</sub> という節が、呪いの断たれて存在しない状態を示しているとするれば、この表現と慣用句 nam-erim<sub>2</sub>--TAR は、誓いの別の側面、つまり過程と結果を指すという違いはあるが、どちらもその実行に言及していることになる。とすると、ここでは、二種類の誓いが、ひとつの目標、すなわち取引の確実で変更のない完成のためのもので、後者は前者の機能を補強していると理解される。<sup>5</sup>

TMH NF 1/2, no. 259 (=NSGU, no. 124) は、相続という場面で使われた nam-erim<sub>2</sub> 定形句を含んでいる。

PN<sub>1</sub>-e PN<sub>2</sub> ša<sub>3</sub>-sag-dub-ba-na-še<sub>3</sub> lu<sub>2</sub>-inim-ma-ka 3-a-bi da-ga-na  
i<sub>3</sub>-gub nam-erim (sic)-bi <sup>d</sup>nin-te-ug<sub>5</sub>-ga in-TAR

「PN<sub>1</sub> は PN<sub>2</sub> の遺言の内容(?)の(確認の?)のために、<sup>6</sup> 証人のうち三人を彼の寝室<sup>7</sup> に立たせた。(彼らは) DN の呪いを断った(すなわち、DN にかけて誓った)。」

この箇所から読み取れるのは、遺産を巡る当事者が被相続者の死の床に集まり、遺言の確認などの必要手続きをとっている、という状況である。そして、誓いを行うのは証人たちで、その目的は、将来争いが起こったというようなときに、事実関係につき誠実に証言すること、と考えられる。

以上の諸例から、mu-lugal と nam-erim<sub>2</sub> による二種類の定形句の区別は、誓われる内容が約束手的・将来的なのか、それとも確認的・遡及的なのか、によるとは考え難い。むしろ、シュタインケラーが主張するように、<sup>9</sup> 「誓いが偽りであった場合に誓った者が自分に招く呪いまたは祟り」という要素の有無が主要な基準であると思われる。このことは、nam-erim<sub>2</sub> が「悪または呪い」という原義を持つことから窺い知られる。そして、そのような罰を下すのは、究極的には、神々であるので、神的権威の介在が nam-erim<sub>2</sub> タイプが採られるか否かを決定する、ということになる。言い換えれば、誓い文句の選択は、何に(または、誰に)かけて誓うか、という管轄(jurisdiction)に左右されるのではないか。すなわち、王の支配に頼るならば、その名の通り、mu-lugal により、他方、文面上は明瞭に名指しされないことがあるにしても、<sup>10</sup> 偽誓者に呪いをもたらす神の力に訴えるならば、nam-erim<sub>2</sub> により、誓いが執行されたのであろう。<sup>11</sup>

nam-erim<sub>2</sub> タイプと神的存在の関連は、例えば、上掲の TMH NF 1/2, no. 259 に観察される。このテキストでは、該当する誓い文句の中に、Ninteuga という神の名前が組み込まれている。この女神は、Ninurta の配偶神 Gula と並んで、<sup>12</sup> 病気と健康を司ることで知られており、おそらく、偽誓者に罰として何らかの疾病を与える、と信じられていたのであろう。

また、この定形句は、Ninurta 自身とも関係が深い。その繋がりを直接示す資料はウル第三王朝期のニップールからはまだ出ていないが、同時代のプズリシュ・ダガンの文書には次のような叙述がある。

AUCT 3, no. 413, ll. 17-20: l udu l mas nam-erim<sub>2</sub> e<sub>2</sub>-<sup>d</sup>nin-urta mu-nu-banda-lu-lu-bu<sup>k</sup>1-ke<sub>4</sub>-ne-se<sub>3</sub> PN<sub>1</sub> 'sukkal?' 'x' sa<sub>3</sub>-nibru<sup>k</sup>1

「一匹の羊と一匹の山羊（について）、使者(?)の PN<sub>1</sub> は、ルルブ人の監督たちに代わって、Ninurta の神殿で呪いを [断った。] ニップールにて。<sup>13</sup>」

つまり、当時のニップールでは、Ninurta を祭っている建物が、nam-erim<sub>2</sub> による誓いの場であったことが例証されるのである。また、別の時期ならば、同じ町の「Ninurta の門」は、審判の場でもあるが、また同様の役割も果たしていたことが分かっている。<sup>14</sup>

さらに、他の地域のうち、ラガシュでは、nam-erim<sub>2</sub> による誓いが Nin-MAR.KI の神殿で頻繁に実施されていたようである。<sup>15</sup> そのことを報告する文書は、ほとんどが死んだ動物の記述であるが、なぜそうなのかは、まだ不明である。

最後に、nam-erim<sub>2</sub> という用語は、裁判と密接に結び付いており、そして、判決の下る場所というのは、上述の「Ninurta の門」の場合でも示されるように、それ自体、しばしば神的権威と係わっているのである。この定形句と訴訟の関連は、まず、ラガシュを中心として発見されたウル第三王朝期の法廷記録 (di-til-la 文書)<sup>16</sup> にしばしば認められるが、同時代のニップールでも、例えば、NRVN 1, no. 2 のような証拠がある。

PN<sub>1</sub>-e PN<sub>2</sub>-ra di i<sub>3</sub>-da-an-du<sub>11</sub> PN<sub>1</sub> nam-be<sub>2</sub>-re-ne<sub>2</sub> ba-sum (ll. 1-4)

「PN<sub>1</sub> は PN<sub>2</sub> に対して訴訟を起こした。PN<sub>1</sub> は誓いを求められた。」

このように、nam-erim<sub>2</sub> による誓いは、悪に対して呪いをもたらす神々の権威に基づいて効力を発揮すると思われる。ここで、mu-lugal という誓い文句が、王の統治を前提としていることを考慮すれば、このふたつのタイプの定形句は、両者の管轄の違いによって使い分けられると言える。そして、当時、刑罰の執行が、究極的には神々の領域に属し、社会経済の運営が、王に任されていたとすれば、nam-erim<sub>2</sub> と mu-lugal 両タイプの適用範囲は、それぞれ現代の民事と刑事という分類に大まかに対応しているかもしれない。

誓いの管轄の区別は、さらに、二種類の定形句が使われる「場面」の相異を生む。一般に、誓いを行う際に、誓う者は本人と相手いずれよりも高い地位にある存在にその保証を求める。当時の人々は、自分たち同士の事柄については、みな王の統率に服している臣民であるので、その王の支配力に頼るであろう。そのため、私的な取引という状況、いわば

非公式な場では、mu-lugal による誓いで問題の解決には十分である。この場合、神名が、稀に付け加えられることがあるのは、王の至高性をより強めるためであろう。しかし、訴訟の裁く者と裁かれる者のような、私人と公人と係わりでは、人間の最高位に座す王が当事者として関係してくることもしばしばである。したがって、法廷といった公的な場では、地上のすべてのものの上に立つ神々に根拠を置いた nam-erim<sub>2</sub> による誓いが必要となる。ウル第三王朝期のニップールでは、nam-erim<sub>2</sub> 定形句があまり在証されないのは、そこからの文書の多くが個人間の契約記録だからではないか。要するに、mu-lugal と nam-erim<sub>2</sub> 両タイプの定形句は、表す誓いの性格の違いから、おのおの私的と公的という異なる事態で使用されることにもなるのである。

## 注

\*略号は、The Assyrian Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago, 1956- および Rykle Borger, Handbuch der Keilshrift-literatur, 1967- による。

<sup>1</sup>A. Falkenstein, Die neusumerischen Gerichtsurkunden (=NSGU), Volume 1 Muenchen, 1956, pp. 63-72. Dietz O. Edzard, "Zum sumerischen Eid," Sumerological Studies in Honor of Thorkild Jacobsen on His Seventieth Birthday, June 7, 1974, (Assyriological Studies 20), Chicago, 1976, pp. 82-89.

<sup>2</sup>P. Steinkeller, Sale Documents of the Ur-III-Period (=FAOS 17), Stuttgart, 1989, p. 77, n. 223.

<sup>3</sup>この節は、gim<sub>3</sub>-g(u)-a(m<sub>3</sub>) he<sub>2</sub>-a(m<sub>3</sub>) と分析され、文字通りには、「(これは)私の女奴隷である。斯くあれかし。(So be it!)」と理解される。

<sup>4</sup>TAR を含む動詞句は、破損して不明瞭であるが、その中に、prospective prefix の u- が想定される。

<sup>5</sup>別の解釈によれば、nam-erim<sub>2</sub> だけが誓いの行為を表し、nu-gal<sub>2</sub> を伴うことにより、節全体は、「訴訟を提起しない旨の誓いはない」という意義になる。すなわち、争いを避けるためには、mu-lugal による誓いだけで十分であり、nam-erim<sub>2</sub> による誓いは必要ない、ということになる。なお、これを主張する B. R. Foster は、前者を「肯定的」な誓い、後者を「否定的」または「弁明的 (exculpatory)」な誓いと定義している (私信による)。この場合でも、両方の定形句は将来に向けて効果をゆうするという点で共通している。さらに、Steinkeller, , p. 76 および n. 223 参照。

<sup>6</sup>Falkenstein, NSGU 2 (1956), PP. 212-213 参照。ここでは、sag-dub の語義が不明確であり、テキストの解釈は主に文脈に依存している。この句の他の用法については、

A. L. Oppenheim, AOS 32 (1948) p. 19, n. 42 と最近では W. Horowitz and P. J. Wason, "Further Notes on Birmingham Cuneiform Tablets, Volume 1," ASJ 13 (1991), pp. 410-411 参照。また、吉川教授によると、sag-dub には「粘度板の筆頭に記録されている人(々)」の意がある。

<sup>7</sup>da-ga-na は daggan-a 「寝室」の当て字 (phonetic spelling) と考えられる。

<sup>8</sup>ファルケンシュタインは、nam-erim<sub>(2)</sub>--TAR の主語を PN<sub>1</sub> ととって、それ以前の記述を誓われた内容と理解している。とすると、誓いが過去の事実を確認することになる。但し、この場合、動詞句 i<sub>3</sub>-gub のあとに、所格 -a が求められるように思われる。

なお、証人が行った nam-erim<sub>2</sub> による誓いは、NSGU, no. 30 にも現れ、そこでは、動詞 dab<sub>5</sub> が共起している。

<sup>9</sup>Steinkeller, FAOS 17, p. 76.

<sup>10</sup>シュタインケラーは、"both in the mu-lugal--pa<sub>3</sub> and nam-erim<sub>2</sub>--kud oaths the swearer invoked the king's (or god's) name," (FAOS 17, p. 76) と述べているが、nam-erim<sub>2</sub> タイプでは、神名が明らかにされない例も少なくない。

<sup>11</sup>神的権威に頼って事態に決着をつけるということで、nam-erim<sub>2</sub> タイプによる誓いは「試罪法 (ordeal)」と似ている。両者の共通点と相違点については、T. S. Frymer-Kensky, The Judicial Ordeal in the Ancient Near East, Ph.D. Thesis, Yale University, 1977, pp. 43-51 参照。

<sup>12</sup>両者は、ある神名表で、互いに関連付けられているが、類似の性格を担うからであろう。F. R. Kraus, Nippur und Isin nach altbabylonischen Rechtsurkunden (=JCS 3), 1949, pp. 70-73 を見よ。M. E. Cohen, "The Name Nintinugga with a Note on the Possible Identification of Tell Abu Salabikh," JCS 28 (1976), pp. 82-92 参照。

<sup>13</sup>ここでの読みは、シュタインケラーのものとは異なっている。FAOS 17, p. 74, n. 209 参照。なお、同所には、ほかにも類例が挙げられている。

<sup>14</sup>D. O. Edzard, WO 8/2 (1976), p. 160 に引用されている HSM 1384, 11. 21-22 および STVC, NO. 86, II 3-6 を見よ。Falkenstein, NSGU 1, (1956), p. 66 and n. 6 および Steinkeller, FAOS 17, p. 73, n. 209 参照。

<sup>15</sup>例えば、DAS, no. 57; MT, no. 237; MVN 7, no. 203 (ITT 4, no. 7805); *ibid.* 13, no. 588; STA, no. 7; ZA 53 (1959), p. 70, nos. 11 and 12 を見よ。

<sup>16</sup>Falkenstein, NSGU 3 (1957), pp. 144-145 の nam-erim<sub>2</sub> の項を見よ。